

日 薬 業 発 第 3 9 3 号
令和 2 年 1 2 月 1 7 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

令和 2 年度第三次補正予算案について（情報提供）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

12 月 15 日、令和 2 年度第三次補正予算案が閣議決定されましたので、取り急ぎお知らせいたします（別添 1、2）。

第三次補正予算案では、地域の医療提供体制を維持・確保することを目的に、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援」として、薬局での感染拡大防止対策にかかる費用を 20 万円を上限として支援すること、未就学児の外来患者の感染防止に要する対応を評価する観点からの診療報酬の特例的な評価（令和 2 年 12 月 15 日日薬業発第 390 号参照）などが盛り込まれました。

第三次補正予算は来年 1 月の成立が見込まれており、第三次補正予算による医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援に関する詳細については、新たな情報がわかり次第、追ってお知らせいたします。

<別添>

1. 令和 2 年度厚生労働省第三次補正予算案のポイント
<https://www.mhlw.go.jp/content/000705444.pdf>
2. 令和 2 年度厚生労働省第三次補正予算案の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/000705445.pdf>
3. 新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援
<https://www.mhlw.go.jp/content/000706212.pdf>

上記情報は、厚生労働省ホームページ「政府の取組」に掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html>

以上

医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

事業目的

国による直接執行

(予算案：858億円)

- 新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- ※ 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助を重複して受けることはできない）。
- ※ 二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。
- ※ 令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上限額が高い場合は、差額分を補助。

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円＋5万円×許可病床数
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

〔対象経費〕 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等

- ※ 看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。